

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
1	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号)	—	—	—	—
	配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護、援助等(第3条第3項) ※一時保護以外の援助	○都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすようにするものとされており、また、市町村も当該市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努めている。 ○配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図るため、①相談や相談機関の紹介、②カウンセリング、③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、④自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、⑤保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助を行っている。	○配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 令和4年度 122,211件 令和5年度 126,743件 令和6年度 127,796件	○男女共同参画会議「暴力に関する専門調査会」における取組状況の報告	—
2	性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(令和4年法律第78号)	—	—	—	—
	相談(第17条)	○法第17条が定めるAV出演被害防止・救済のための出演者等からの相談体制として、都道府県等に設置された性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談体制を整備し、医療的支援、法的支援、心理的支援等を提供している。	○AV出演被害防止・救済に係る相談件数 令和4年度(令和4年7月～令和5年3月) 164件 令和5年度 218件 令和6年度 118件	—	—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
3	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成25年法律第65号)	—	—	—	—
	指導等(第12条)	障害を理由とする差別の禁止に関し、主務大臣は、特に必要があると認めるときは、主務大臣が事業者が適切に対応するために定める対応指針に定める事項について、事業者に対し、報告を求め、助言、指導、勧告をすることができるもの。	令和5年度 0件 令和6年度 0件 令和7年度 0件	—	—
	※障害者差別に関する相談実績がある地方公共団体数(内閣府調査)	※障害者差別解消法に基づく基本方針において「障害者差別に関する相談対応等に際しては、まず相談者にとって一番身近な市区町村が基本的な窓口を果たすことが求められる」としているところであり、まずは市区町村の相談対応による解決を目指すことを基本としていることから、参考記載。	令和5年度 448地方公共団体 令和6年度 371地方公共団体 令和7年度 563地方公共団体	—	—
	※全国の法務局・地方法務局及びその支局における障害のある人であることを理由とする人権相談件数(法務省調査)	※障害者基本計画において「障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図る」としているところであり、全国の法務局・地方法務局及びその支局において人権相談に取り組んでいることから、参考記載。	令和5年 1,403件 令和6年 1,483件 令和7年 1,936件 (※令和6年までは、「障害者を被害者とする差別待遇」の件数として、計上)	—	—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
4	ストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成12年法律第81号)	—	—	—	—
	警告(第4条)	警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」)が、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等を行っている者に対し、自発的な行為の中止を求めるもの。	令和5年 1,534件 令和6年 1,479件 令和7年 1,577件	・行政事業レビューにて外部評価を実施 「行政事業レビュー見える化サイト」 「人身安全関連事案対策の推進」 (https://rssystem.go.jp/project/d7b7e005-0b90-40ec-8959-afc794e374ca)	—
	禁止命令等(第5条)	都道府県公安委員会が、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等を行っている者に対し、当該行為の禁止等を命ずるもの。	令和5年 1,963件 令和6年 2,415件 令和7年 3,037件		—
	警察本部長の援助等(第7条)	警察本部長等が、ストーカー行為等の被害を受けている者に対し、援助の申出に応じて、被害を自ら防止するための措置の教示等の必要な援助を実施するもの。	令和5年 8,105件 令和6年 7,180件 令和7年 8,373件		—
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号)	—	—	—	—
	警察本部長等による援助(第8条の2)	警察本部長等が、配偶者からの暴力を受けている者に対し、援助の申出に応じて、被害を自ら防止するための措置の教示等の必要な援助を実施するもの。	令和5年 20,172件 令和6年 19,689件 令和7年 18,933件	上記4に同じ。	—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
6	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (平成17年法律第50号)	—	—	—	—
	審査の申請及び再審査の申請 (第229条及び第230条)	処分性のある行為等に係る審査の申請は、まず警察本部長に対して行われ、これに不服があるときに都道府県公安委員会に対し申し立てることになっている。	○申請件数 令和5年度 審査：56件、再審査：7件 令和6年度 審査：107件、再審査：5件 令和7年度 審査：113件、再審査：17件	都道府県公安委員会は、都道府県警察の民主的運営を保障するため、住民の良識を代表する合議制の機関として置かれ、第三者的な立場から、都道府県警察を管理するものである。都道府県公安委員会の不服申立ての審査は、第三者的な立場から客観的かつ公平に行われ、不服申立てに理由がある場合は、都道府県公安委員会が申請の対象である処分を取り消すなどの措置を執ることとなる。	—
	事実の申告 (第231条及び第232条)	身体に対する違法な有形力の行使についての事実の申告は、まず警察本部長に対して行われ、これに不服があるときに都道府県公安委員会に対し申し立てることになっている。	○申告件数 令和5年度 警察本部長：63件 公安委員会：2件 令和6年度 警察本部長：196件 公安委員会：2件 令和7年度 警察本部長：145件 公安委員会：6件		—
	苦情の申出 (第233条から第235条まで)	処遇全般に関する苦情の申出は、警察本部長、警察本部長の指名により留置施設の実地監査をする監査官、留置業務管理者のいずれに対してもすることができる。	○申出件数 令和5年度 1,889件 令和6年度 2,541件 令和7年度 2,809件	警察法第79条に基づき都道府県公安委員会に対する苦情の申出もすることができる。	—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
7	児童福祉法 (昭和22年法律第164号)	—	—	—	—
	保護者に対する指導(第26, 27条)	児童虐待を受けたと思われる児童として通告のあった児童の保護者等について、児童福祉司や児童委員等による指導を行う。	令和4年 5,455件 令和5年 5,568件 令和6年 5,427件 出典：福祉行政報告例(令和8年1月現在)	—	—
	報告、送致等を受けた場合の措置(里親委託、施設入所等) (第27条)	都道府県は、児童虐待を受けたと思われる児童として通告のあった児童等について、里親等への委託、児童養護施設等への入所等の措置を採る。	○児童養護施設 令和4年 2,273件 令和5年 2,129件 令和6年 2,075件 ○乳児院 令和4年 711件 令和5年 704件 令和6年 693件 ○里親委託等(里親・ファミリーホーム) 令和4年 689件 令和5年 854件 令和6年 842件 ○その他施設(児童自立支援施設・児童心理治療施設等) 令和4年 767件 令和5年 837件 令和6年 776件 出典：福祉行政報告例(令和8年1月現在)	—	—
	一時保護(第33条)	児童相談所において、児童虐待の恐れがあるとき等により、必要があると認める場合に、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、一時保護を行う(一時保護委託を含む)。	令和4年 52,411件 令和5年 55,422件 令和6年 58,401件 出典：福祉行政報告例(令和8年1月現在)	—	—
	児童福祉施設に対する改善命令・事業停止命令(第46条)	・都道府県知事が、都道府県が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び内閣総理大臣が定める里親の行う養育の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させる。 ・都道府県知事が、児童福祉施設の設備又は運営が都道府県の定める基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずる。 ・都道府県知事が、児童福祉施設の設備又は運営が都道府県の定める基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずる。	—	—	—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
8	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 (平成13年法律第137号)	—	—	—	—
	削除申出窓口の整備・公表(第22条)、削除申出への対応体制の整備(第24条)、削除申出に対する判断・通知(第25条)	大規模特定電気通信役務提供者に対し、被侵害者からの権利侵害情報に係る削除申出を受け付ける窓口を整備・公表の上、原則一定期間内の判断・通知を行うこと等、対応の迅速化に係る措置を義務付ける。	—	—	—
	削除基準の策定・公表(第26条)、削除した場合、発信者への通知(第27条)、運用状況の公表(第29条)	大規模特定電気通信役務提供者に対し、削除基準の策定・公表、削除時の発信者への通知等、運用状況の透明化に係る措置を義務付ける。	—	—	—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
9	総合法律支援法 (平成16年法律第74号)	—	—	—	—
	民事法律扶助業務(第30条第1項第2号)	経済的に困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い(一般法律相談援助)、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う(代理援助、書類作成援助)業務	○法律相談援助 令和5年度 312,146件 令和6年度 299,899件 令和7年度 307,136件 ○代理援助、書類作成援助 令和5年度 108,602件 令和6年度 106,177件 令和7年度 114,866件	日本司法支援センター評価委員会項目別評価「民事法律扶助業務の質の向上に向けた取組状況」 令和4年度評価 A(所期の目標を上回る成果が得られていると認められる) 令和5年度評価 B(所期の目標を達成していると認められる) 令和6年度評価 B	—
10	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (平成17年法律第50号)	—	—	—	—
	審査の申請・再審査の申請(第157条、第162条)	刑事施設の長による懲罰、書籍の閲覧の禁止、信書の発受の制限等の一定の不利益処分の取消し等を求める場合、矯正管区の長が第一次審査を行い、その判断に不服がある場合には法務大臣に申請(再審査の申請)することができる制度であって、申請に理由があると認められた場合は、認容裁決により当該処分の全部又は一部を取消・変更するほか、認容裁決に至らずとも施設の措置等に問題が認められた場合には、矯正管区又は矯正局から施設に対して指導を行う。	○申請件数 審査の申請 令和5年 4,681件 令和6年 4,704件 令和7年 3,886件 再審査の申請 令和5年 2,156件 令和6年 2,435件 令和7年 1,608件	再審査の申請及び法務大臣に対する事実の申告のうち、施設の措置等に違法不当がないなどとして処理する場合、公平かつ公正な救済を確保するため、有識者5名程度で構成された「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」(以下「調査検討会」という。)に付議し、必要な意見や提言をいただくこととしているところ、令和7年度において、調査検討会の意見等の活用については、以下のとおり。 ①調査検討会開催数: 14回 ②調査検討会への付議件数: 239件 ③調査検討会からの意見数(意見の概要): 5件(指名医による診療の不許可、信書の発信制限等について) ④調査検討会からの提言数(提言の概要): 0件 ⑤調査検討会からの意見等への対応状況(施設運営への反映状況): 関係職員への伝達、研修や職務研究会等の実施など	—
	事実の申告(第163条、第165条)	刑事施設の被収容者が、職員による有形力の行使、保護室への収容、手錠の使用等の事実行為があったことを申告する場合、矯正管区の長が第一次審査を行い、その判断に不服がある場合には法務大臣に申告することができる制度であって、当該事実があったことを確認した場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発防止のため必要な措置等を執るほか、事実があるとまでは認められずとも施設の措置等に問題が認められた場合には、矯正管区又は矯正局から施設に対して指導を行う。	○申告件数 矯正管区の長に対する事実の申告 令和5年 1,360件 令和6年 1,027件 令和7年 1,106件 法務大臣に対する事実の申告 令和5年 790件 令和6年 517件 令和7年 488件		—
	苦情の申出(第166条～168条)	刑事施設の被収容者が、施設において自己が受けた処遇全般について、刑事施設の長に対する苦情の申出、監査官に対する苦情の申出又は法務大臣に対する苦情の申出のいずれかを自ら選択して申出をすることができる制度であって、申出に理由があると認められた場合には、採択決定とともに、施設に必要な措置等を執るほか、採択決定に至らずとも施設の措置等に問題が認められた場合には、矯正局から施設に対して指導を行う。	○申出件数 法務大臣に対する苦情の申出 令和5年 5,528件 令和6年 5,261件 令和7年 4,504件 ※監査官及び刑事施設の長に対する苦情の申出は集計データなし。	—	—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
11	少年院法 (平成26年法律第58号)	—	—	—	—
	救済の申出(第120条)、苦情の申出(第129条、第130条)	少年院の在院者が、施設において自己が受けた処遇全般について、少年院の長に対する苦情の申出、監査官に対する苦情の申出又は法務大臣に対する救済の申出のいずれかを自ら選択して申出をすることができる制度であって、少年院の長による一定の措置が違法又は不当であると認められた場合には、当該措置の全部又は一部を取消・変更するほか、有形力の行使等の事実行為が違法又は不当であると認められた場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発防止のため必要な措置等を執る。	○申出件数 救済の申出 令和5年 72件 令和6年 73件 令和7年 111件 ※苦情の申出は集計データなし。	—	—
12	少年鑑別所法 (平成26年法律第58号)	—	—	—	—
	救済の申出(第109条)、苦情の申出(第118条、第119条)	少年鑑別所の在所者が、施設において自己が受けた処遇全般について、少年鑑別所の長に対する苦情の申出、監査官に対する苦情の申出又は法務大臣に対する救済の申出のいずれかを自ら選択して申出をすることができる制度であって、少年鑑別所の長による一定の措置が違法又は不当であると認められた場合には、当該措置の全部又は一部を取消・変更するほか、有形力の行使等の事実行為が違法又は不当であると認められた場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発防止のため必要な措置等を執る。	○申出件数 救済の申出 令和5年 2件 令和6年 6件 令和7年 9件 ※苦情の申出は集計データなし。	—	—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
13	出入国管理及び難民認定法 (昭和26年政令第319号)	—	—	—	—
	審査の申請・再審査の申請(第55条の68、第55条の73)	隔離、書籍の閲覧の禁止、信書の発受の制限等の入国者収容所長等による一定の不利益処分について、入国者収容所等の被収容者がその取消し等を求める場合、出入国在留管理庁長官が第一次審査を行い、その判断に不服がある場合には法務大臣に申請(再審査の申請)することができる制度であって、申請に理由があると認められた場合は、認容裁決により当該処分の全部又は一部を取消・変更するほか、認容裁決に至らずとも入国者収容所等の措置等に問題が認められた場合には、出入国在留管理庁から入国者収容所等に対して指導を行う。	○申請件数 審査の申請 令和6年 1件 令和7年 2件 再審査の申請 令和6年 0件 令和7年 0件 (令和6年6月10日に施行された改正出入国管理及び難民認定法に基づき運用を開始したものであるため、令和6年分及び令和7年分のみ記載)	—	—
	事実の申告(第55条の74、第55条の76)	職員による有形力の行使、保護室等への収容、手錠の使用等の事実行為について、入国者収容所等の被収容者がその事実を申告する場合、出入国在留管理庁長官が第一次審査を行い、その判断に不服がある場合には法務大臣に申告することができる制度であって、当該事実があったことを確認した場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発防止のため必要な措置等を執るほか、事実があるとまでは認められずとも入国者収容所等の措置等に問題が認められた場合には、出入国在留管理庁から入国者収容所等に対して指導を行う。	○申告件数 出入国在留管理庁長官に対する事実の申告 令和6年 1件 令和7年 2件 法務大臣に対する事実の申告 令和6年 1件 令和7年 0件 (令和6年6月10日に施行された改正出入国管理及び難民認定法に基づき運用を開始したものであるため、令和6年分及び令和7年分のみ記載)	—	—
	苦情の申出(第55条の77～79)	入国者収容所等の被収容者が、入国者収容所等において自己が受けた処遇全般について、入国者収容所長等に対する苦情の申出、監査官に対する苦情の申出又は法務大臣に対する苦情の申出のいずれかを自ら選択して申出をすることができる制度であって、申出に理由があると認められた場合には、採択決定とともに、入国者収容所等に必要な措置等を執るほか、採択決定に至らずとも入国者収容所等の措置等に問題が認められた場合には、出入国在留管理庁から入国者収容所等に対して指導を行う。	○申出件数 法務大臣に対する苦情の申出 令和6年 20件 令和7年 40件 監査官に対する苦情の申出 令和6年 3件 令和7年 94件 入国者収容所長等に対する苦情の申出 令和6年 26件 令和7年 41件 (令和6年6月10日に施行された改正出入国管理及び難民認定法に基づき運用を開始したものであるため、令和6年分及び令和7年分のみ記載)	—	—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
14	法務省設置法 (平成 1 1 年法律第 9 3 号)	—	—	—	—
	調査救済手続・人権相談 (第 4 条第 1 項第 2 6 号、第 2 9 号)	法務省の人権擁護機関は、全国の法務局・地方法務局等において、各種人権問題について広く人権相談に応じているほか、申告等を通じて、人権侵害の疑いのある事案に接した場合には、人権侵犯事件として調査を開始し、調査の結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講じている。	○人権侵犯事件新規救済手続開始件数 令和 5 年 8, 962件 令和 6 年 8, 947件 令和 7 年 8, 207件 ○人権相談 令和 5 年 176, 053件 令和 6 年 174, 292件 令和 7 年 152, 918件	人権の場合には調査、援助、調整、説示、勧告、要請、告発など様々な救済手段が整備されている、これはほかの相談制度にはない非常に大きな特色だと思う (中略) 国家の機関の権威と信用性をバックボーンとして調整その他をするから、相手方としても十分丁寧な対応をしなければいけないというふうなことになるからだと思う (法務省政策評価有識者会議 (第70回) 令和 5 年 6 月14日)	—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
	いじめ防止対策推進法 (平成25年法律第71号)	—	—	—	—
15	いじめに対する措置(第23条)、学校の設置者等による対処(第28条)	いじめ事案が発生したと思われる場合や通報があった場合は、速やかにいじめの有無を確認し、早期に対応するために必要な措置を講ずること。また、いじめ防止対策推進法第28条に定めるいじめの重大事態と認められる場合、事実関係を明確にするための調査を実施すること。	○いじめの認知件数 令和4年度 約68万2千件 令和5年度 約73万3千件 令和6年度 約76万9千件 ○いじめの重大事態件数 令和4年度 919件 令和5年度 1,306件 令和6年度 1,404件 ○24時間子供SOSダイヤルの相談件数 令和4年度 約14万2千件 令和5年度 約18万1千件 令和6年度 約21万6千件	いじめの認知をできるだけ進め、見逃しをなくして、そして、早期に発見し、解消していく。認知件数が60万件を超えるという状況になったわけでは、いじめを見逃さないという意味で評価がされるわけでは、(令和3年度第1回いじめ防止対策協議会 令和3年11月22日)	—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
16	障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号)	—	—	—	—
	合理的配慮・差別の禁止に係る指導等(第36条の6)	法第34条及び第35条(障害者に対する差別の禁止)並びに第36条の2から第36条の4(合理的配慮の提供義務)の規定の施行に関し必要があると認めるときに、厚生労働大臣が実施。	令和5年 20件(助言18・指導2・勧告0) 令和6年 14件(助言13・指導1・勧告0) 令和7年 4件(助言4・指導0・勧告0)	毎年「雇用の分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る相談等実績」としてとりまとめ、厚生労働省のホームページ等にて公表するとともに、厚生労働省労働政策審議会障害者雇用分科会において、報告。	—
	紛争の解決の援助に係る指導等(第74条の6)	障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務についての障害者である労働者と事業主との紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合に、都道府県労働局長が当事者に対して必要な助言、指導又は勧告を実施。	○援助申立受理件数 令和5年 10件 令和6年 2件 令和7年 2件	毎年「雇用の分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る相談等実績」としてとりまとめ、厚生労働省のホームページ等にて公表するとともに、厚生労働省労働政策審議会障害者雇用分科会において、報告。	—
	調停(第74条の7)	都道府県労働局長が、障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務についての障害者である労働者と事業主との紛争に関し、当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において必要があると認めるときに、都道府県労働局長が紛争調停委員会に調停を行わせるもの。	○調停申請受理件数 令和5年 9件 令和6年 11件 令和7年 15件	毎年「雇用の分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る相談等実績」としてとりまとめ、厚生労働省のホームページ等にて公表するとともに、厚生労働省労働政策審議会障害者雇用分科会において、報告。	—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
17	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 (平成13年法律第112号)	—	—	—	—
	情報提供、助言、指導 (第3条、第4条)	総合労働相談コーナーでは、労働問題に関するあらゆる分野について情報提供・個別相談のワンストップサービスを行っている他、都道府県労働局長の助言・指導により、民事上の個別労働紛争解決援助を行う。	○民事上の個別労働関係紛争相談件数 令和5年度 266,162件 令和6年度 267,755件 令和7年度 277,053件 ○助言・指導申出件数 令和5年度 8,372件(処理終了件数8,275件) 令和6年度 8,865件(処理終了件数8,664件) 令和7年度 9,616件 (処理終了件数9,595件)	令和5年度行政事業レビューシートにおいて、「労働者の相談窓口として機能しており、予算の執行率に合わせて翌年度予算が調整されている。目標の設定も具体的である。引き続き適正な業務執行を行うこと」とされている。	—
	紛争調整委員会によるあっせん (第5条)	紛争当事者の間に、公平・中立な第三者として労働問題の専門家が入り、双方の主張の要点を確かめ、調整を行い、話し合いを促進することにより、いじめ・嫌がらせなどを含む民事上の個別労働紛争紛争の解決を図る。	○あっせん申請件数 令和5年度 3,687件(処理終了件数3,681件) 令和6年度 3,867件 (処理終了件数3,782件) 令和7年度 4,486件 (処理終了件数4,220件)	令和5年度行政事業レビューシートにおいて、「労働者の相談窓口として機能しており、予算の執行率に合わせて翌年度予算が調整されている。目標の設定も具体的である。引き続き適正な業務執行を行うこと」とされている。	—
18	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (昭和47年法律第113号)	—	—	—	—
	紛争の解決の援助 (第17条)	都道府県労働局長が、労働者と事業主との間のトラブルを法に忠実かつ客観的な立場から、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示 (助言・指導・勧告) することでトラブルの解決を図る。	○紛争解決の援助申立受理件数 令和5年度 217件 令和6年度 210件 令和7年度 292件	—	—
	調停 (第18条)	調停委員が、当事者である労働者と事業主双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することで紛争の解決を図る。	○調停申請受理件数 令和5年度 94件 令和6年度 81件 令和7年度 127件	—	—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
19	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）	—	—	—	—
	紛争の解決の援助（第30条の5）	都道府県労働局長が、労働者と事業主との間のトラブルを法に忠実かつ客観的な立場から、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することでトラブルの解決を図る。	○紛争解決の援助申立受理件数 令和5年度 1,618件 令和6年度 1,637件 令和7年度 1,675件	—	—
	調停（第30条の6）	調停委員が、当事者である労働者と事業主双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することで紛争の解決を図る。	○調停申請受理件数 令和5年度 592件 令和6年度 575件 令和7年度 692件	—	—
20	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成33年法律第76号）	—	—	—	—
	紛争の解決の援助（第52条の4）	都道府県労働局長が、労働者と事業主との間のトラブルを法に忠実かつ客観的な立場から、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することでトラブルの解決を図る。	○紛争解決の援助申立受理件数 令和5年度 151件 令和6年度 175件 令和7年度 201件	—	—
	調停（第52条の5）	調停委員が、当事者である労働者と事業主双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することで紛争の解決を図る。	○調停申請受理件数 令和5年度 19件 令和6年度 16件 令和7年度 27件	—	—
21	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成55年法律第76号）	—	—	—	—
	紛争の解決の援助（第24条）	都道府県労働局長が、労働者と事業主との間のトラブルを法に忠実かつ客観的な立場から、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することでトラブルの解決を図る。	○紛争解決の援助申立受理件数 令和5年度 32件 令和6年度 18件 令和7年度 23件	—	—
	調停（第25条）	調停委員が、当事者である労働者と事業主双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することで紛争の解決を図る。	○調停申請受理件数 令和5年度 15件 令和6年度 9件 令和7年度 7件	—	—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
22	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和4年法律第52号)	—	—	—	—
	女性相談支援センターにおける一時保護、援助等(第9条第3項)	女性相談支援センターでは、 ①相談や相談機関の紹介、②支援対象者及び同伴家族の安全確保並びに一時保護、③医学的又は心理学的な援助等、 ④自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用についての情報提供その他の援助を行っている。	○来所相談人数 令和4年度 8,977人 令和5年度 9,590人 令和6年度 9,413人 ○一時保護者数(一時保護委託を含む) 令和4年度 5,291人 令和5年度 5,456人 令和6年度 5,444人	・行政事業レビューにて外部評価を実施 「行政事業レビュー見える化サイト」 「女性保護事業費負担金」 (https://rssystem.go.jp/project/8fb6292d-e92c-4c03-b35c-afa135ed3d5c) 「女性自立支援事業費補助金」 (https://rssystem.go.jp/project/5a5a91ed-5dfc-47fc-8627-dc52d89826a0) ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づいた対応状況等に関しては、厚生労働省の以下ホームページに公表している。 「女性支援事業の概要」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index_00023.html)	—
	女性自立支援施設における保護(第12条)	女性自立支援施設では、 ①困難な問題を抱える女性の保護、②医学的又は心理学的な援助、③自立促進のための生活支援、④退所した者への相談その他の援助を行っている。	○入所者数 令和4年度 220人 令和5年度 255人 令和6年度 242人	・行政事業レビューにて外部評価を実施 「行政事業レビュー見える化サイト」 「女性自立支援事業費補助金」 (https://rssystem.go.jp/project/5a5a91ed-5dfc-47fc-8627-dc52d89826a0) ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づいた対応状況等に関しては、厚生労働省の以下ホームページに公表している。 「女性支援事業の概要」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index_00023.html)	—
※項番22の②取扱件数(令和4年度及び令和5年度)は、法施行前の売春防止法(昭和31年法律第118号)の規定に基づき、婦人相談所及び婦人保護施設において対応していたことを踏まえた記載。					

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
23	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号)	—	—	—	—
	配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護、援助等（第3条第3項）	○都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす用にするものとされており、また、市町村も当該市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努めている。 ○配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図るため、①相談や相談機関の紹介、②カウンセリング、③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、④自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、⑤保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助を行っている。 (再掲)	○配偶者からの暴力被害者を含む女性相談支援センターにおける一時保護者数（一時保護委託を含む） 令和4年度 5,291人 令和5年度 5,456人 令和6年度 5,444人	・女性相談支援センターによる一時保護については、行政事業レビューにて外部評価を実施 「行政事業レビュー見える化サイト」 「女性保護事業費負担金」 (https://rssystem.go.jp/project/8fb6292d-e92c-4c03-b35c-afa135ed3d5c) ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づいた対応状況等に関しては、厚生労働省の以下ホームページに公表している。 「女性支援事業の概要」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index_00023.html)	—
	女性自立支援施設における保護（第5条）	女性自立支援施設では、被害者の保護を行っている。	○配偶者からの暴力被害者を含む女性自立支援施設における入所者数 令和4年度 220人 令和5年度 255人 令和6年度 242人	・行政事業レビューにて外部評価を実施 「行政事業レビュー見える化サイト」 「女性自立支援事業費補助金」 (https://rssystem.go.jp/project/5a5a91ed-5dfc-47fc-8627-dc52d89826a0) ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づいた対応状況等に関しては、厚生労働省の以下ホームページに公表している。 「女性支援事業の概要」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index_00023.html)	—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
24	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）	—	—	—	—
	一時保護、施設入所（第9条第2項）	市町村は、養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者からの通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出があった場合には、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため、当該市町村等の設置する障害者支援施設等に入所させるなどの適切な措置を講じている。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定に基づく障害福祉サービスを提供している。	○被虐待者数（うち、虐待者と分離保護した人数） 令和4年度 2,130人（714人） 令和5年度 2,285人（773人） 令和6年度 2,518人（785人）	・行政事業レビューにて外部評価を実施 「行政事業レビュー見える化サイト」 「障害者虐待防止・権利擁護事業」 (https://rssystem.go.jp/project/8afb1550-0562-4189-aef1-dde1cd143e00/report) ・障害者虐待防止法に基づいた対応状況等に関しては、厚生労働省の以下ホームページに公表している。 「都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/index.html)	—
	居室の確保（第10条）	市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について第9条第2項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講じている。	○身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整 令和4年度 670自治体 令和5年度 695自治体 令和6年度 715自治体		—
	虐待を行った養護者に対する面会の制限（第13条）	第九条第二項の措置が採られた場合において、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。	○虐待者との分離保護を実施した人数のうち、面会制限を行った事例 令和4年度 207人 令和5年度 207人 令和6年度 198人		—
	養護者に対する指導等（第32条第2項第2号）	市町村障害者虐待防止センターは、養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行っている。	○養護者に対する助言・指導 令和4年度 961人 令和5年度 1,018人 令和6年度 1,224人		—
	財産上の不当取引による被害の防止等（第43条）	市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者にそれらの実施を委託している。 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求を行っている。	○市町村長申立の事例 令和4年度 83人 令和5年度 65人 令和6年度 94人		—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
25	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)	—	—	—	—
	精神保健指定医制度(第18条)	措置入院・医療保護入院時等の判定や、入院者の行動制限の必要性の判定等の職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を精神保健指定医に指定している。	—	—	—
	精神医療審査会による退院・処遇の審査等(第38条の5)	精神科病院に入院中の者又はその家族等から退院等又は処遇改善の請求があった場合は、都道府県知事は、精神医療審査会に審査を求め、その結果に基づき、退院させること又は処遇改善のために必要な措置を採ることを命じる。	精神医療審査会の審査件数 ○退院の請求 令和4年度 3,011件 令和5年度 3,152件 令和6年度 3,287件 ○処遇改善の請求 令和4年度 521件 令和5年度 701件 令和6年度 835件 (衛生行政報告例)	—	—
	精神科病院における入院中の者の処遇に関する改善命令(第38条の7)	厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院に入院中の者の処遇が精神保健福祉法の規定に違反等しているときは、精神科病院の管理者に対し、改善計画の提出や必要な措置を採ることを命ずることができる。	—	—	—
	精神科病院における虐待防止措置や業務従事者による障害者虐待に関する改善命令(第40条の6)	厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院において虐待防止措置が講じられていないと認めるときや障害者虐待に関する通報又は届出に係る精神科病院において業務従事者による障害者虐待が行われたと認めるときは改善計画の提出や必要な措置を採ることを命ずることができる。	—	・精神保健福祉法に基づいた対応状況等に関しては、厚生労働省の以下ホームページに公表している。 「精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況等について」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68786.html)	—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
26	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）	—	—	—	—
	養護者に対する指導等（第６条）	市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行っている。	○養護者に対する助言・指導 令和４年度 7,299人 令和５年度 7,438人 令和６年度 7,712人	・行政事業レビューにて外部評価を実施 「行政事業レビュー見える化サイト」 「高齢者虐待防止調査委託費」 (https://rssystem.go.jp/project/3e8194ec-fc04-45ba-85f3-beb5e2f37e87) 「高齢者権利擁護推進事業」 (https://rssystem.go.jp/project/ec190791-9333-426c-8e09-b2b96d1ac321) ・高齢者虐待防止法に基づいた対応状況等に関しては、厚生労働省ホームページに公表している。 「法律に基づく対応状況等に関する調査結果、及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22753.html)	—
	一時保護（第９条第２項）	市町村又は市町村長は、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者からの通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出があった場合には、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため、老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させるなどの適切な措置を講じている。	○被虐待者数（うち、虐待者と分離保護した人数） 令和４年度 16,669人（4,801人） 令和５年度 17,100人（4,837人） 令和６年度 17,133人（4,644人）		—
	居室の確保（第１０条）	市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講じている。	○老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整 令和４年度 1,333自治体 令和５年度 1,348自治体 令和６年度 1,367自治体		—
	高齢者虐待を行った養護者に対する面会の制限（第１３条）	老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合において、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。	○虐待者との分離保護を実施した人数の内、面会制限を行った事例 令和４年度 531人 令和５年度 524人 令和６年度 435人		—
	財産上の不当取引による被害の防止等（第２７条）	市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者にそれらの実施を委託している。 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求を行っている。	○市町村長申立の事例 令和４年度 950人 令和５年度 1,080人 令和６年度 1,054人		—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
(第11回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料)

	個別法に基づく人権救済に資する取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価	④備考
27	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (平成17年法律第50号)	—	—	—	—
	審査請求・再審査請求(第275条、第276条)	海上保安留置業務管理者の措置に不服があったときは、 書面で、その海上保安留置施設の所在地を管轄する管区海上保安本部長に対し、審査の申請をすることができる。 また、上記裁決に不服があったときは、書面で、海上保安庁長官に対し、再審査の申請をすることができる。	令和5年 0件 令和6年 0件 令和7年 0件	—	—
	事実の申告(第277条、第278条)	海上保安留置業務管理者による、身体に対する違法な有形力の行使を受けたときは、書面で、その海上保安留置施設を管轄する管区海上保安本部長に対し、その事実を申告することができる。 また、上記による通知に不服があるときは、書面で、海上保安庁長官に対し、上記事実を申告することができる。	令和5年 0件 令和6年 0件 令和7年 0件	—	—
	苦情の申出(第279条～281条)	海上保安留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇全般に関する苦情について、口頭又は書面で、海上保安庁長官、監査官又は海上保安留置業務管理者に対して申出ることができる。 ※海上保安庁長官に対しては書面による申出のみ	令和5年 0件 令和6年 1件 令和7年 0件	—	—